

評価基準書

区分	記載項目	評価の視点	評価得点 (最低水準点)
(1) 執行体制	執行体制について	技術者の役割分担が明瞭で、業務従事者間及び市との連絡調整が速やかに行える信頼性の高い体制となっているか。 相応の能力を有する技術者が配置され、本業務に適正に従事できるか。	20 〈8〉
	業務実績	同種・類似業務の実績が豊富で、高い企画力・専門性・独創性を生かした成果をあげているか。	
(2) 業務実施方針	業務理解度	本業務を実施するにあたって、目的、条件、内容等を理解しているか。	20 〈8〉
	実施方針の妥当性	本業務に対する考え方や認識が適切であり、それを踏まえた実施方針が妥当であるか。	
(3) 提案内容	実状に応じた業務の進め方について	松山市都市計画マスタープランや松山市総合交通戦略などの関係計画と整合が図られており、松山市の実状に応じた業務の進め方が提案されているか。	30 〈12〉
	都市計画道路の見直しの妥当性について	都市計画道路の見直しの妥当性を確保するための評価・検討手法が提案されているか。	40 〈16〉
	提案内容の分かりやすさについて	都市計画道路の見直し方針を検討するにあたり、専門知識が無い人にも理解ができる、分かりやすい提案となっているか。	30 〈12〉
(4) 価 格	履行期間の委託料の総額 (消費税及び地方消費税を含む。)	(1－提案額／提案限度価格)×60点【小数点以下切捨て】	60
合 計			200